

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

企業管理規程

岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程

告示

森林病害虫等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表

道路の区域変更

道路の供用開始

土砂災害警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定

公示

落札者等に関する公示

県営土地改良事業の換地処分

土地改良事業の工事の完了

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(保健医療課) 四二九
(下水道課) 四三〇

(水道企業課) 四三二

(森林経営課) 四三四

(道路維持課) 四三五

(同) 四三五

(砂防課) 四三五

(同) 四四〇

(地域スポーツ課) 四四四

(農地整備課) 四四四

(同) 四四四

(都市政策課) 四四五

規則

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年岐阜県規則第九十四号の五)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式表面中

医師機関の名称	所在地	医師機関コード

を

医師機関の名称	所在地	医師機関コード
特定医療機関として指定する医師機関(保健所、指定医療機関、指定診療所、指定検査機関、指定感染症対策センター、指定がん診療連携拠点病院、指定がん診療連携拠点診療科、指定がん診療連携拠点診療科(備考5、7))		
特定医療機関として指定する医師機関(指定がん診療連携拠点病院、指定がん診療連携拠点診療科、指定がん診療連携拠点診療科(備考5、7))		
診断年月日(備考6、7)	年 月 日	年 月 日

に

【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】
臨床試験個人票の受領に時間を経したため
症例の重化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため
不測の事態に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため
その他()

【感染症等の基準を満たした日の翌日(感染症予防の申請をしない場合は記載不要)(備考7)】

改め、同様式裏面中

改め、同様式裏面備考に次の三号を加える。

- 5 特定医療費の支給開始日は、指定医が重症度分類を満たしていると診断した日（臨床調査個人票に記載された診断年月日）若しくは軽症高額の基準を満たした日の翌日又は申請日から1か月前の日（やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は、最長3か月前の日）のいずれか遅い日まで遡ることとします。そのため、申請日にかかわらず、特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記載してください。
- 6 「診断年月日」は、臨床調査個人票に記載された診断年月日を記載してください。
- 7 「特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日」、「診断年月日」及び「軽症高額の基準を満たした日の翌日」は、更新申請の場合、原則記載不要です。

附 則

- 1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものにより行うことができる。

岐阜県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

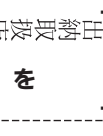
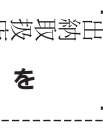
岐阜県規則第六十二号

岐阜県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

岐阜県流域下水道事業財務規則（令和二年岐阜県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第二項及び第百十四条中「第百四十三条の二の第二項後段」を「第百四十三条の二の八第一項後段」に改める。

第百十六条第四項中「及び合計額を記入し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者がこれに連署し」を「合計額並びに引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者の氏名を記載し」に改める。

別記第十四号様式中
「」を「」に改める。

別記第十九号様式中「印」を削る。

別記第二十号様式中
「」を削る。
「」を削る。

別記第二十九号様式を次のように改める。

次	裁	区	分	照	合	公	印
							要・不要

文書管理印	浄書者印	照合者印	公印・契約印
-------	------	------	--------

第 29 号様式 (第 34 条関係)

(その1)

支 払 証

年度

会 計		支払依頼 番 号		
所 属		支払年月日		
受 取 人		取引番号		
		支払場所		
		支 払 印		
金 種 別	1万円	支払金額		
	5千円			
	1千円			
	5百円			
	百円			
	50円			
	10円			
	5円			
	1円			
	合 計			

(その2)

番号札

科目

支 払 証 (払 戻 請 求 書)

年度

会 計		支払依頼 番 号	
所 属		取引番号	
金融機関			
預金種別		支払金額	
口座番号			
金 種 別	1万円		
	5千円		
	1千円		
	5百円		
	百円		
	50円		
	10円		
	5円		
	1円		
	合 計		

検印	精査	印鑑照合	受付
----	----	------	----

企業管理規程

岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県企業管理規程第二号

岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程

岐阜県公営企業財務規程（昭和四十六年岐阜県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第四百零九条第二項中「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段」に改める。

第四百一十一条中「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段」に改め、「掲げる」の下に「行為の区分に応じ、当該各号に定める」を加える。

第四百四十三条第四項中「及び合計額を記入し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者がこれに連署し」を「合計額並びに引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者の氏名を記載し」に改める。

別記第十六号様式備考を次のように改める。

備考 1 この帳簿は、資金前渡又は概算払に口座を区分すること。

2 企業出納員審査印欄は、企業出納員が署名し、又は捺印すること。

別記第十九号様式中

「
出納取扱印欄
」を
「

」に改め、「出」を削る。

別記第二十六号様式中「出」を削る。

別記第三十二号様式中

Table with 12 columns and 2 rows. The second row contains the text '検査印' (Inspection Seal) and '企業出納員' (Company Cashier).

を

Table with 12 columns and 1 row. The row contains the text '企業出納員' (Company Cashier).

に改め、同様式備考第一号中「落出

簿」を「分攤仕替簿」に、「行つ」を「唯改し、又は捺印する」に改める。

別記第三十三号様式中「出」を削る。

別記第四十四号様式及び別記第四十五号様式中

Table with 2 columns and 2 rows. The first row contains '決議権者' (Decision Authority) and '決議権者印' (Decision Authority Seal).

を

Table with 2 columns and 1 row.

に改

める。

別記第四十八号様式中「出」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第百十三条第二項及び第百十四条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

「 裁 区 分
決 甲 乙 丙 丁
」

「 記 帳
」

文書審査印	審査者印	照会者印	公印・契約印	要・不要
施行上の注意			配達証明 小 包	速達 官報特配
内容証明 フランクシ 電報			速達 官報特配	速達 官報特配

決 裁 区 分	照 会	公 印
要・不要		
施行方法		

「 記 帳
」

「 記 帳
」

支払金額	円	換 印
本書の金額をこの支払証と引換に 支払場所を受領してください。		
岐阜県企業出納員		係 印

「 記 帳
」

支払金額	円
本書の金額をこの支払証と引換に 支払場所を受領してください。	
岐阜県企業出納員	

「 記 帳
」

支払金額	円	出納印 △ 係 印
上記の金額の私戻を請求します。		
年 月 日		
印		

「 記 帳
」

支払金額	円
上記の金額の私戻を請求します。	
年 月 日	
印	

「 記 帳
」

記帳	印鑑照合
----	------

「 記 帳
」

印鑑照合

「 記 帳
」

「 記 帳
」

「 記 帳
」

「 記 帳
」

備 考

「 記 帳
」

「 記 帳
」

備 考

「 記 帳
」

請求者の氏名欄は、署名し、又は記名押印すること。ただし、当該前渡金に係る
支出命令の際、当該請求者がこの前渡金請求書を添付した支出伝票の回贈を受ける
場合は、押印を省略することができる。

「 記 帳
」

「 記 帳
」

「 記 帳
」

「 記 帳
」

検 印	企業 出納員
業 取 扱 者	
業 取 扱 者	
業 取 扱 者	
業 取 扱 者	
業 取 扱 者	

「 記 帳
」

「 記 帳
」


「 記 帳
」

業 取 扱 者	
業 取 扱 者	
業 取 扱 者	
業 取 扱 者	
業 取 扱 者	
業 取 扱 者	

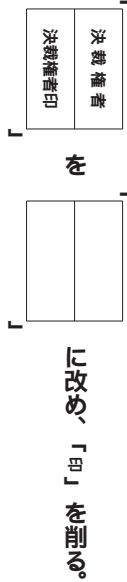
「 記 帳
」

「 記 帳
」

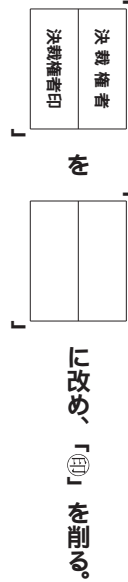
「 記 帳
」

別記第三十六号様式の二中「印」を削る。
別記第三十八号様式中「」を削る。

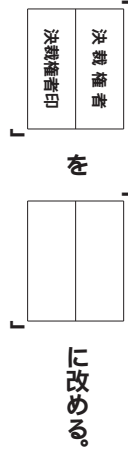
別記第四十五号様式中



別記第四十六号様式中



別記第四十七号様式中

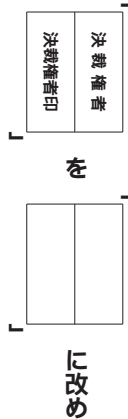


別記第四十八号様式中「甲」及び「印」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 1 備考欄には、増減数量に係る原因及び現状について記入すること。

2 企業出納員及び立会人の氏名欄は、署名し、又は記名押印すること。

別記第五十号様式及び別記第五十一号様式中



別記第五十四号様式中「うえ」を「上」に改め、「印」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第百四十条第二項及び第百四十一条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百九十四号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

令和五年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 区域及び期間

1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町一円

2 期間

令和五年十月三十日から一年間

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除を行う場合であつて、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

一の一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の一の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他

一の1の区域内において三に掲げる伐採木等を所有し、又は管理する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し出ることができる。

岐阜県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年九月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
岐道	大嶽岐野南線	揖斐郡大野町大字下礪字前波四三八番一地区先地内	後	二五〇 ^〇 _二	三三六	
			前	二五〇 ^〇 _一	三三六	

岐阜県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年九月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
岐道	大嶽岐野南線	揖斐郡大野町大字下礪字前波四三六番一地区先地から同郡同町大字同字宮前	二二五 ^〇 _二	令和五年九月二十九日	（区域又は決定の告示年月日）

岐阜県告示第三百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瀬戸1	中津川市瀬戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苗木1	中津川市苗木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬戸2	中津川市瀬戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬戸3	中津川市瀬戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落合14	中津川市落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落合15	中津川市落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落合17	中津川市落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落合18	中津川市落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上田瀬 3	中津川市田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向田瀬 3	中津川市田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田瀬 2	中津川市田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮脇 4	中津川市田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
狩宿 1	中津川市田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮脇 3	中津川市田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中津川 3	中津川市中津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千旦林 1	中津川市千旦林	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千旦林 2	中津川市千旦林	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高山	中津川市高山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茄子川 2	中津川市茄子川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茄子川 1	中津川市茄子川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下野 3	中津川市下野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下野 4	中津川市下野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿木 6	中津川市阿木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松尾 3	中津川市福岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曙 3	中津川市下野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東組 1	中津川市下野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田代 1	中津川市下野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高ノ巣 2	中津川市福岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡谷 2	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
握 2	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下外 3	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高部 4	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中外 4	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上外 1	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山ノ田 1	中津川市福岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中組 1	中津川市福岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松尾 4	中津川市福岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野 3	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野 2	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲荷 1	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中田 4	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中田 3	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中田 2	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中田 1	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白沢 1	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺山 2	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
学園 2	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
学園 1	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
起 1	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾ヶ平 3	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向山 3	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向山 2	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広島野 2	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広島野 1	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉屋 4	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮の上 3	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮の上 2	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
付知町 2	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
付知町 1	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下田瀬 2	中津川市田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

付知町 1 溪流	中津川市付知町	次の図のとおり	土石流
付知町 2 溪流	中津川市付知町	次の図のとおり	土石流
付知町 3 溪流	中津川市付知町	次の図のとおり	土石流
付知町 4 溪流	中津川市付知町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瀬戸 1	中津川市瀬戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苗木 1	中津川市苗木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬戸 2	中津川市瀬戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬戸 3	中津川市瀬戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落合 14	中津川市落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落合 15	中津川市落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落合 17	中津川市落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落合 18	中津川市落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中屋 1	中津川市瀬戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿木 13	中津川市阿木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿木 12	中津川市阿木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿木 11	中津川市阿木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿木 10	中津川市阿木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯沼 3	中津川市飯沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿木 9	中津川市阿木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿木 8	中津川市阿木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯沼 2	中津川市飯沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯沼 1	中津川市飯沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿木 7	中津川市阿木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落合 24	中津川市落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落合 23	中津川市落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落合 22	中津川市落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落合 21	中津川市落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬戸 7	中津川市瀬戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬戸 6	中津川市瀬戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬戸 5	中津川市瀬戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苗木 4	中津川市苗木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高山 3	中津川市高山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高山 1	中津川市高山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬戸 4	中津川市瀬戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苗木 3	中津川市苗木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苗木 2	中津川市苗木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落合 20	中津川市落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
落合 19	中津川市落合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

川表 4	中津川市神坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川表 3	中津川市神坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
子野 3	中津川市中津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北野 4	中津川市中津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北野 3	中津川市中津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小森 9	中津川市神坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高山 4	中津川市高山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新谷 1	中津川市苗木字新谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本町 3	中津川市苗木字本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本町 2	中津川市苗木字本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日比野 1	中津川市苗木字日比野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
握 3	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
握 1	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鐘 2	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樋ヶ沢 1	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松田 4	中津川市中津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松田 3	中津川市中津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松田 2	中津川市中津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大峡 2	中津川市駒場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬見岩平 1	中津川市千巨林	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二軒屋 1	中津川市茄子川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桃山 1	中津川市駒場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西ヶ丘 1	中津川市駒場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平 2	中津川市駒場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大岩 6	中津川市駒場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大岩 5	中津川市駒場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中切 1	中津川市神坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
味噌野 3	中津川市神坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川並 5	中津川市神坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
共栄 1	中津川市駒場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平 3	中津川市駒場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大平 4	中津川市駒場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柳町 1	中津川市柳町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二軒屋 2	中津川市茄子川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上宿 1	中津川市駒場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
手賀野 1	中津川市手賀野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂本 4	中津川市茄子川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上山口 1	中津川市山口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上山口 2	中津川市山口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下山口 3	中津川市馬籠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺尾洞 1	中津川市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺尾洞 2	中津川市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門 1	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門 2	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤田 1	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鐘 3	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鐘 4	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下外 2	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水返 1	中津川市福岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山 2	中津川市中津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山 1	中津川市駒場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
会所沢 1	中津川市手賀野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

八幡谷 2	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
握 2	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下外 3	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高部 4	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中外 4	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上外 1	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鐘 6	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鐘 5	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢測 1	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
時鐘 8	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
時鐘 7	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鐘 1	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松源地 3	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松源地 2	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡谷 1	中津川市坂下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田瀬坂 1	中津川市上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土田 1	中津川市阿木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川上 5	中津川市中津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川上 4	中津川市中津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
斧戸 2	中津川市手賀野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中垣外 1	中津川市茄子川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新町 1	中津川市茄子川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
尾嶋 3	中津川市中津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
手賀野 2	中津川市手賀野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
斧戸 1	中津川市手賀野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
会所沢 2	中津川市手賀野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高ノ巣 2	中津川市福岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田代 1	中津川市下野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東組 1	中津川市下野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曙 3	中津川市下野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松尾 3	中津川市福岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下野 4	中津川市下野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下野 3	中津川市下野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茄子川 1	中津川市茄子川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茄子川 2	中津川市茄子川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高山	中津川市高山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千巨林 2	中津川市千巨林	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千巨林 1	中津川市千巨林	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中津川 3	中津川市中津川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮脇 3	中津川市田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮脇 4	中津川市田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
狩宿 1	中津川市田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田瀬 2	中津川市田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向田瀬 3	中津川市田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田瀬 3	中津川市田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下田瀬 2	中津川市田瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
付知町 1	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
付知町 2	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮の上 2	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮の上 3	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉屋 4	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広島野 1	中津川市付知町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中野 3 溪流	中津川市付知町	次の図のとおり	土石流
中野 4 溪流	中津川市付知町	次の図のとおり	土石流
矢平 1 溪流	中津川市田瀬字矢平	次の図のとおり	土石流
狩宿 1 溪流	中津川市田瀬字狩宿	次の図のとおり	土石流
狩宿 2 溪流	中津川市田瀬字狩宿	次の図のとおり	土石流
芝ヶ瀬 1 溪流	中津川市田瀬字他家	次の図のとおり	土石流
高ノ巣 1 溪流	中津川市福岡	次の図のとおり	土石流
高ノ巣 2 溪流	中津川市福岡	次の図のとおり	土石流
賤母 1 溪流	中津川市山口	次の図のとおり	土石流
神坂 1 溪流	中津川市神坂	次の図のとおり	土石流
神坂 2 溪流	中津川市神坂	次の図のとおり	土石流
神坂 3 溪流	中津川市神坂	次の図のとおり	土石流
瀬戸 1 溪流	中津川市瀬戸	次の図のとおり	土石流
阿木 1 溪流	中津川市中津川	次の図のとおり	土石流
阿木 2 溪流	中津川市中津川	次の図のとおり	土石流
田瀬 1 溪流	中津川市田瀬	次の図のとおり	土石流
付知町 3 溪流	中津川市付知町	次の図のとおり	土石流
付知町 4 溪流	中津川市付知町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜メモリアルセンター器械体操・新体操用ゆか 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 令和 5 年 7 月 28 日
 - 4 落札者を決定した日 令和 5 年 9 月 7 日
 - 5 落札者の住所及び氏名 羽島市竹鼻町丸の内三丁目³⁴番地
有限会社ますかスボーツ
代表取締役 五十住 友昭
 - 6 落札金額 33,534,600円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県清流の国推進部地域入ボーツ課入ボーツ施設係
 - (2) 所 在 地 岐阜市数田第二丁目 1 番 1 号
- 県営土地改良事業の換地処分
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営土地改良事業茶の里白川地区（鱒淵工区）の換地処分を令和五年九月六日にしたの
で、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公
示する。
- 令和五年九月二十九日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 土地改良事業の工事が完了
- 次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九
十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。
- 令和五年九月二十九日
- 岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類 中山間地域総合整備事業 (ほ場整備)	施行に係る地区名 阿 木 地 区	工事完了年月日 令 和 四 ・ 三 ・ 二 八
--------------------------------	---------------------	----------------------------

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
多治見市

二 調査を行った地域
多治見市笠原町の一部（音羽2・栄）

三 調査を行った期間
令和三年四月から令和四年十一月まで

四 地図及び簿冊の名称
多治見市（笠原町の一部）の地籍図
多治見市（笠原町の一部）の地籍簿

五 認証年月日
令和五年九月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
瑞浪市

二 調査を行った地域
瑞浪市釜戸町の一部（釜戸10）

三 調査を行った期間
平成二十八年九月から令和三年三月まで

四 地図及び簿冊の名称
瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍図
瑞浪市（釜戸町の一部）の地籍簿

五 認証年月日
令和五年九月十三日

令和五年九月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社